

砺波市議会基本条例

逐条解説

平成31年3月

砺波市議会

目次

前文

第1章 総則（第1条―第5条）

- 第1条 目的
- 第2条 最高規範性
- 第3条 基本理念
- 第4条 基本方針
- 第5条 議会の位置付け

第2章 議会及び議員の活動原則（第6条―第8条）

- 第6条 議会の活動原則
- 第7条 議員の活動原則
- 第8条 会派

第3章 市民との情報共有、市民参加の促進（第9条―第13条）

- 第9条 情報共有
- 第10条 会議の公開
- 第11条 市民への議会報告会及び市民との意見交換会
- 第12条 広報広聴活動の充実
- 第13条 請願及び陳情

第4章 議案及び政策の審議等（第14条―第16条）

- 第14条 議会と市長等との関係
- 第15条 議会審議における政策説明
- 第16条 議決事件

第5章 議員間討議及び政策提案（第17条—第20条）

第17条 議員間討議及び意見集約

第18条 政策の立案及び提言

第19条 議員研修の充実

第20条 議会改革

第6章 政務活動費（第21条）

第21条 政務活動費の執行

第7章 緊急事態への対応（第22条）

第22条 緊急事態における議会の体制整備

第8章 議会機能の充実強化（第23条・第24条）

第23条 議会費の確保

第24条 議会事務局の体制整備

第9章 政治倫理等（第25条—第27条）

第25条 議員の政治倫理

第26条 議員定数

第27条 議員報酬

第10章 検証、評価及び見直し手続（第28条）

第28条 検証、評価及び見直し手続

附 則

前文

私たちは、庄川の清らかな流れに育まれた砺波平野の散居と、四季折々の花や緑に恵まれたこの砺波市を誇りに思い、先人達によって築き上げられた歴史と伝統、そして社会資本や住環境をこれからも継承し、次の時代を築いていかなければならない。

そのなかで、砺波市議会は二元代表制の下、立法機能及び監視機能を併せ持つ議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与する大きな役割を担っている。

このため、公平で公正な議会運営を図り、開かれた議会として議会活動への市民参加や市民との意見交換をより一層推進するとともに、さらに市民の負託に応えられる議会として議員間の討議を活性化し、市民の意見を反映した政策の立案や提言を行っていかなければならない。

よって、砺波市議会は不断の議会改革を進めるとともに、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、ここに議会の最高規範としてこの条例を制定する。

【解説】前文では、この条例の制定に至った背景について述べるとともに、より一層、議会自らが果たすべき役割や責任を認識することで、不断の議会改革を行い、市民の負託に全力で応えていく決意を示し、議会における最高規範として本条例を制定することを明記しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、砺波市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針等議会に関する基本的事項を定めることにより、議会活動及び議員活動のより一層の充実及び活性化を図り、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】この条では、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の皆さんの負託に的確に応えられる議会運営の実現を図り、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを、この条例の目的として定めています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範である。

2 議会は、議会に関する他の例規を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

【解説】この条例は、制定目的や内容が議会活動の根本となるものです。議会に関する他の条例、規則等の中で最上位に位置するという、最高規範としての性質を有しています。そのため、議会に関する他の条例等の制定、改正又は廃止に際しては、この条例に定める事項との整合を図るべきであることを定めています。

(基本理念)

第3条 議会は、市民の代表として、市民自治の考えを基本に真の地方自治の実現を目指す。

【解説】この条では、地方分権時代にふさわしい、議会としての基本的な姿勢や考え方を、基本理念として示しています。自主性、自立性を重んじた議会運営を行うとともに、常に市民の皆さんの意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、^{※1}真の地方自治の実現を目指します。

※1 真の地方自治…住民の意思に基づき地方行政を行う「住民自治」と、地方団体が自らの判断と責任において地方行政を行う「団体自治」で成り立っています。

(基本方針)

第4条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (1) 議会及び市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 議会活動の諸場面において、市民参加を推進すること。
- (3) 議員間の討議を大いに活性化し、政策立案及び政策提言を行うこと。

【解説】この条では、前条の基本理念に従い、議会が取り組むべき方針を定めています。「市民との情報共有」、「議会活動への市民参加の推進」、「議員間討議の活性化による^{※1}政策立案、^{※2}政策提言」の3項目を柱とし、その実現に向けて、議会運営を行うことを定めています。

※1 政策立案…市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することをいいます。

※2 政策提言…市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の場や委員会の場で、市長等に対して提案することをいいます。

(議会の位置付け)

第5条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の行政運営に関する監視機能及び検査機能並びに政策立案機能及び政策提言機能を併せ持ち、予算の議決及び決算の認定をはじめとした、市政に係る様々な事件についての意思決定を行う議事機関である。

【解説】この条では、議会の位置付けを明確にし、その役割を定めています。

議会は、予算や条例制定など、市の重要案件に対して意思決定を行う権限を有していますので、市民の代表者である議員が議論を尽くす必要があります。また、市長等による行政執行や予算執行が適正に行われているかをチェックする役割や、積極的な議論により、政策立案や政策提言を行う役割を併せ持っています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第6条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民に対する説明責務を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を不断に追求し、常に議会の改革に取り組むこと。

【解説】この条では、合議制機関として合意形成を目指し審議を尽くすとともに、議会としての役割を果たすための3つの活動原則を定めています。

- (1) 議会は、その活動において疑念や疑惑を抱かれることのないよう、公正性及び透明性を確保すべきであると定めています。
- (2) 議会は、その活動を積極的に市民の皆さんに知らせ、説明責任を果たすべきであると定めています。
- (3) 議会は、市民の皆さんから受けた期待に応じて責任を果たすため、議会運営の現状や課題を多角的に分析し、社会の潮流や市民の皆さんの意思を尊重した議会活動を行えるよう、常に改革に取り組むべきであると定めています。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
- (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研鑽に努めること。

【解説】この条では、議員としての職責を果たすため、3つの活動原則を定めています。

- (1) 議員は、日常の議員活動を通して市政全般に関する市民の皆さんの多様な考えや思いの把握に努めるべきであると定めています。
- (2) 議員は、政策提案等を行うことによって、市民福祉の向上や市勢の発展に資するため、市政に関する課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究活動に努めるべきであると定めています。
- (3) 議員は、市政が直面するあらゆる分野の諸課題に対して、的確な判断を行うことができるよう、研修に積極的に参加するなど、不断の研鑽に努めるべきであると定めています。

(会派)

第8条 議員は、議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を有して活動する会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
- (3) 必要に応じ、会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

【解説】この条では、議員がより充実した議会活動を行えるよう、^{※1}会派を結成できることについて定めています。

また、議員活動と市政の課題に対する調査研究等に資するため、第21条に規定する政務活動費を会派（会派に所属しない議員の場合は個人）に交付しています。

※1 会派…一般的に、共通する政策や理念を有する2人以上の議員の集まりのことをいいます。

第3章 市民との情報共有、市民参加の促進

(情報共有)

第9条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等との情報の共有に努めるものとする。

【解説】議会は、市の予算や条例など、市民の皆さんの生活に密着した事項を取り扱っているため、「となみ市議会だより」や議会のホームページなどにより、議会活動の情報を積極的に公開し、市民の皆さんと情報を共有したいと考えています。

更には、第11条に規定する議会報告会や意見交換会を実施することで、より積極的な情報共有の推進を図ります。

(会議の公開)

第10条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開するものとする。

2 議会は、前項の会議等の他に開催する各種会議についても、公開するよう努めるものとする。

【解説】議会は、活動の透明性を高め、活発な議論を推進し、市民の皆さんに開かれたものとするため、個人情報扱う人事案件や、公開することにより議論の方向性に影響を及ぼす事案などがある場合を除き、本会議や各委員会を公開します。

その他の会議についても、運営上支障がないと認められるときは、できる限り公開するよう努めるものです。

(市民への議会報告会及び市民との意見交換会)

- 第11条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果を報告する場として、議会報告会を実施するものとする。
- 2 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民及び各種団体と自由に情報及び意見を交換する意見交換会を実施するものとする。
- 3 議会報告会及び意見交換会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】議会は、説明責任を果たし、議会活動や会議での議論を、議員が直接、市民の皆さんに報告する議会報告会を実施することとしています。

また、市民の皆さんの多様な意見等を聴取し、市民の皆さんと議員が直接意見交換できる機会として、意見交換会を実施することとしています。

(広報広聴活動の充実)

- 第12条 議会は、多様な手法を活用して、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

【解説】この条では、市民の皆さんの意思を議会活動に反映するため、議会や委員会での傍聴だけでなく、本会議の録画配信、「となみ市議会だより」や議会のホームページなど多様な媒体を活用して常に積極的な広報及び広聴に努め、市民に開かれた議会の実現を目指して活動することを定めています。

(請願及び陳情)

- 第13条 議会は、請願を市民からの政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議又は審査する。
- 2 議長及び委員長は、請願の審議又は審査にあたって、必要に応じて、請願の提出者又は紹介議員から意見を聴く機会を設けることができる。
- 3 前2項の規定は、陳情を審議又は審査する場合について準用する。

【解説】議会では、請願を市民の皆さんからの政策提案であると位置づけ、請願に込められた願いを直接聴く機会を設けています。提出者から直接説明を受けることで、より充実した議論につなげることができます。

また、内容が政策提案に関するものなど、請願に適合する陳情（郵送の場合を除く。）については、請願と同様に取り扱うこととしています。

なお、「審議」とは本会議で結論を得るための議論をいい、「審査」とは委員会において調査し適否を決めるための議論をいいます。

第4章 議案及び政策の審議等

(議会と市長等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し市政に関する情報提供を求めるものとする。

【解説】議員と市長は、^{※1}二元代表制の下、それぞれ市民の皆さんから直接選挙で選ばれた代表者であり、議会は、市長等が効率的な行政運営を行っているかなどについて、^{※2}監視及び評価を行う役割を担っています。そのため、議会審議において議員と市長等が対等な立場で適切な緊張関係を保持するとともに、議論の前提となる市政情報の提供を、市長等に対し求めていきます。

※1 二元代表制・・・議員と市長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度のことです。議員と市長はともに住民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ち、互いに抑制・均衡しながら自治体運営を行うものです。

※2 監視及び評価・・・具体的には、本会議、各常任委員会、決算特別委員会等において、市の各種施策や予算・決算などについて質疑や討論を行い、審議しています。

(議会審議における政策説明)

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策の審議に当たっては、市長等に対し、次の各号に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 政策の提案根拠
- (2) 提案に至るまでの審議の経緯
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用
- (6) その他政策の審議において特に必要と認める事項

2 議会は、予算、決算等の審議に当たっては、前項の規定に準じて、施策別又は事業別の説明資料の作成を市長等に求めることができる。

【解説】議会は、市長が重要な政策を提案する場合、6つの事項の説明を求めることにより、政策の公正性・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることとしています。重要な政策とは、市民生活や市の財政に重大な影響を及ぼすことが予想される各種の計画や事業をいいます。

また、予算、決算等の審議に当たり、市民の代表である議員が審議を深めるため、施策別又は事業別の説明資料の作成と提出を市長等に求めていきます。

(議決事件)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、砺波市総合計画の基本構想の策定及び変更に関することとする。

2 議会は、前項に定めるもののほか、市政運営上特に重要な事項について、議会の議決すべき事件の追加に努めるものとする。

【解説】地方自治法第96条第1項では、地方議会の議決すべき事件（議決事件）を列挙し、第2項ではそれ以外の議決事件を条例で定めることができると規定しています。

砺波市議会では、当市のまちづくりの羅針盤として位置付けられた砺波市総合計画の基本構想の策定及び変更に関するものを、議決事件として定めます。

議決事件については、市長等の執行を監視するとともに、その責任を担うことから、今後新たに生じる可能性のある、市政運営上特に重要な事項については、市長等とも協議し、その追加に努めます。

第5章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議及び意見集約)

第17条 議員は、議会におけるあらゆる会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くすものとする。

2 議長及び委員長は、議員間での討議が活発に行われるよう会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

【解説】この条では、議会におけるあらゆる会議において、議員間での議論をより活発にしていこうという姿勢に加え、特に本会議及び委員会において、議長、委員長といった会議の長は、議論の結果を市政に反映させるため、意見の集約に努めることを定めています。

(政策の立案及び提言)

第18条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を行い、政策立案及び政策提言に努めるものとする。

【解説】議会におけるあらゆる会議において、議員間での討議に努め、合意形成を図り、その結果、意見集約がなされた事項については、議会として、市長等に対して政策として提言したり、議員から条例制定議案を提出したりするなど、実際の予算や施策に結びつけるものです。

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に係る能力の向上等を図るため、議員研修の充実を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家等からの意見を求める議員研修会を開催するものとする。

【解説】この条では、議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修会を開催することについて定めています。

(議会改革)

第20条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、常に議会の改革に取り組むものとする。

【解説】この条では、これからも常に議会改革に取り組むことについて定めています。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行)

第21条 会派及び会派に所属しない議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を活用し、使途の透明性を確保した上で、積極的に調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。

2 前項の規定に基づく政務活動費については、砺波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年砺波市条例第8号）に定める。

【解説】この条では、会派及び会派に所属しない議員が、地方自治法に規定する政務活動費を活用し、市政に関する調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めることについて定めています。

なお、政務活動費の交付に必要な手続、使途基準、収支報告などの規定については、別に条例で定めています。

第7章 緊急事態への対応

(緊急事態における議会の体制整備)

第22条 議会は、大規模災害等の緊急の事態（以下「緊急事態」という。）における議会としての体制の整備を図るとともに、緊急事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開催することができる。

2 緊急事態における議会の体制整備に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】いつ発生するか分からない地震、大雨、洪水、暴風、大雪、火災等の大規模災害に備え、議会における災害対応マニュアルの整備など、議会としての体制整備を図ることについて定めています。また、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、必要に応じ、協議、調整等を行うための会議を開催できる旨を定めています。

第8章 議会機能の充実強化

(議会費の確保)

第23条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な議会費の確保に努めるものとする。

【解説】議会は市民の皆さんから直接選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う議事機関であることから、この条では、議案の審査や調査、先進事例の調査などの政務活動等、その職責を果たすために必要な議会費の確保に努めることを定めています。

議会費の予算を調製し、編成する権限は市長にあります。議会機能の充実を図ろうとする議会の姿勢を示しています。

(議会事務局の体制整備)

第24条 議会は、議員の政策立案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

【解説】議会は、政策立案や政策提言を行うに当たり、様々な調査研究等が必要となることから、この条では、議会活動を支える議会事務局の調査能力及び法務能力を高めるなど、より良い事務局体制を整えていこうとする議会の姿勢を示しています。

第9章 政治倫理等

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上に努めるものとする。

【解説】議員は、市民の代表として与えられた権限と責任を深く認識し、市民の皆さんからの負託に応えるため、倫理感の向上及び確立に努めるべきことを定めています。

(議員定数)

第26条 議員定数については、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価を行う上で必要な議員数を考慮し、市民の意見を踏まえ、砺波市議会議員の定数に関する条例（平成18年砺波市条例第24号）に定めるものとする。

【解説】議員定数は、市長等の政策決定や事務執行に対する監視や評価を行うために必要な議員数を考慮した上で、市民の皆さんのご意見などを踏まえて定めるものです。

(議員報酬)

第27条 議員報酬については、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、市民の意見を踏まえ、砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年砺波市条例第27号）に定めるものとする。

【解説】議員報酬は、市民の皆さんの負託に応える議員活動への対価として、市民の皆さんのご意見や砺波市特別職報酬等審議会の意見などを踏まえて定めるものです。

第10章 検証、評価及び見直し手続

(検証、評価及び見直し手続)

第28条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検証、評価等を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

【解説】議会は、この条例の実効性を担保するため、社会の情勢等を勘案し、検証、評価等を行い、その結果に基づいて条例改正等の必要な措置を講ずることとしています。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。